

【改定日 令和8年10月1日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
2. 証券類の受入れ	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行庫の支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	他行庫の手形・小切手のお預入れができなくなりました。

【改定日 令和6年8月1日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
3. 利 息	3. (利 息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。 A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 B. 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一とする預入期間1年の 自由金利型定期預金(M型) （以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。 ② 省略	3. (利 息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。 A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 B. 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一とする預入期間1年のこの 預金 （以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。 ② 省略	定期預金の種類を明示しました。

	(2) 省略 (3) この預金を同規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×50% C. 1年以上3年未満 約定利率×70% ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% G. 3年以上4年未満 約定利率×90% ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80% G. 3年以上4年未満 約定利率×90% H. 4年以上5年未満 約定利率×90% ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%	(2) 省略 (3) この預金を同規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×50% C. 1年以上3年未満 約定利率×70% ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% G. 3年以上4年未満 約定利率×90% ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80% G. 3年以上4年未満 約定利率×90% H. 4年以上5年未満 約定利率×90% ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%	中途解約時における適用利率(期限前解約利率)を変更しました。
--	--	--	---------------------------------------

	F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70% G. 3年以上4年未満 約定利率×80% H. 4年以上5年未満 約定利率×90%	F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70% G. 3年以上4年未満 約定利率×80% H. 4年以上5年未満 約定利率×90%	
--	---	---	--